

「支障木伐採作業」仕様書

1 業務名

支障木伐採作業

2 業務の目的

本件は、京都市の管理地において支障木伐採及び剪定作業を実施し適切な道路空間を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

4 履行場所

- ① 京都市右京区嵯峨五島町 地内
- ② 京都市右京区梅ヶ畑川西町 地内
- ③ 京都市右京区宇多野福王子町 地内

詳細については、**別紙1【位置図】** **別紙2【現況写真】**を参照

5 業務内容

支障木伐採及び剪定作業 一式

詳細については、「特記事項」を参照

6 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

特記事項

- 1 作業実施に際し、各官公庁との必要な手続きを行うこと。
(道路使用許可等)
- 2 作業着手の2週間前までに、市担当職員へ実施予定日の調整を行うこと。
- 3 ②については、作業着手の1週間前までに隣接する地域住民へ周知ビラの作成配布を行うこと。
なお、周知ビラ配布前に市担当職員へ内容の確認を受けること。
- 4 近隣住民や通行人、通行車両との間で問題が生じないように留意するとともに、必要に応じて交通誘導警備員の配置等、安全の確保に十分努めること。
なお、国道162号での交通規制を伴う作業時は警備員等の検定等に関する規則に基づく有資格者を配置するものとする。
- 5 本作業にて発生した発生材等は西部土木みどり事務所のストックヤードに搬入すること。
なお、事前に搬入日時及び搬入量について市担当職員と調整をすること。

搬入時には、次の内容を順守すること。

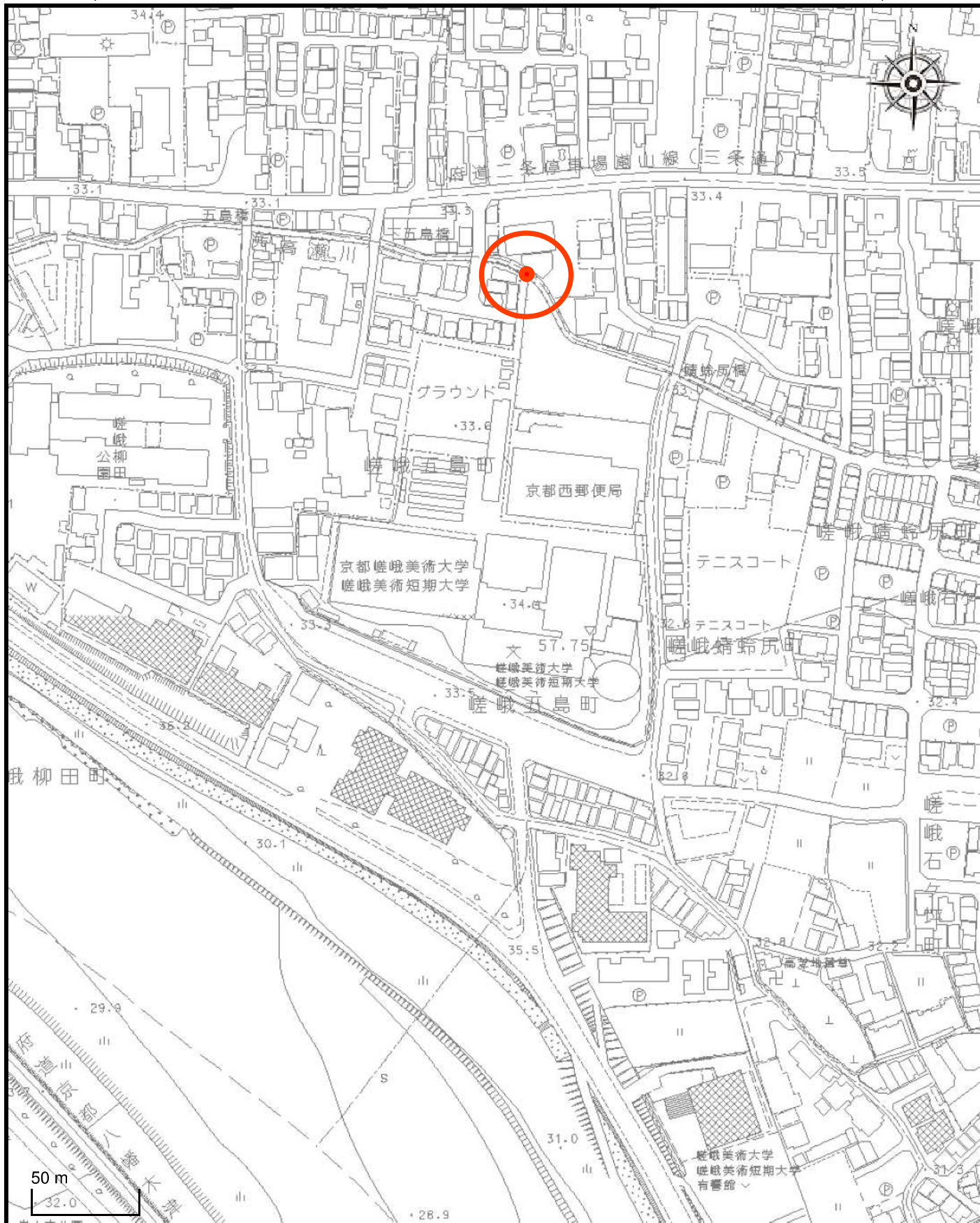
①径30cm以下の幹、枝等は長さ2m以下に小割し搬入すること。
②径30cmを超え50cm以下の幹、枝等は長さ80cm以下に小割し搬入すること。
③径50cmを超えるものについては、長さ30cm程度に小割し搬入すること。

なお、径が著しく大きいものあるいは、根等については、ストックヤードにて小割を指示することがある。
- 6 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 7 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 8 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成しメール等にて本市担当者に提出すること。

①右京区嵯峨五島町

135.686024,35.015152

135.691065,35.015152



135.686024,35.009989

1 / 2500

135.691065,35.009989

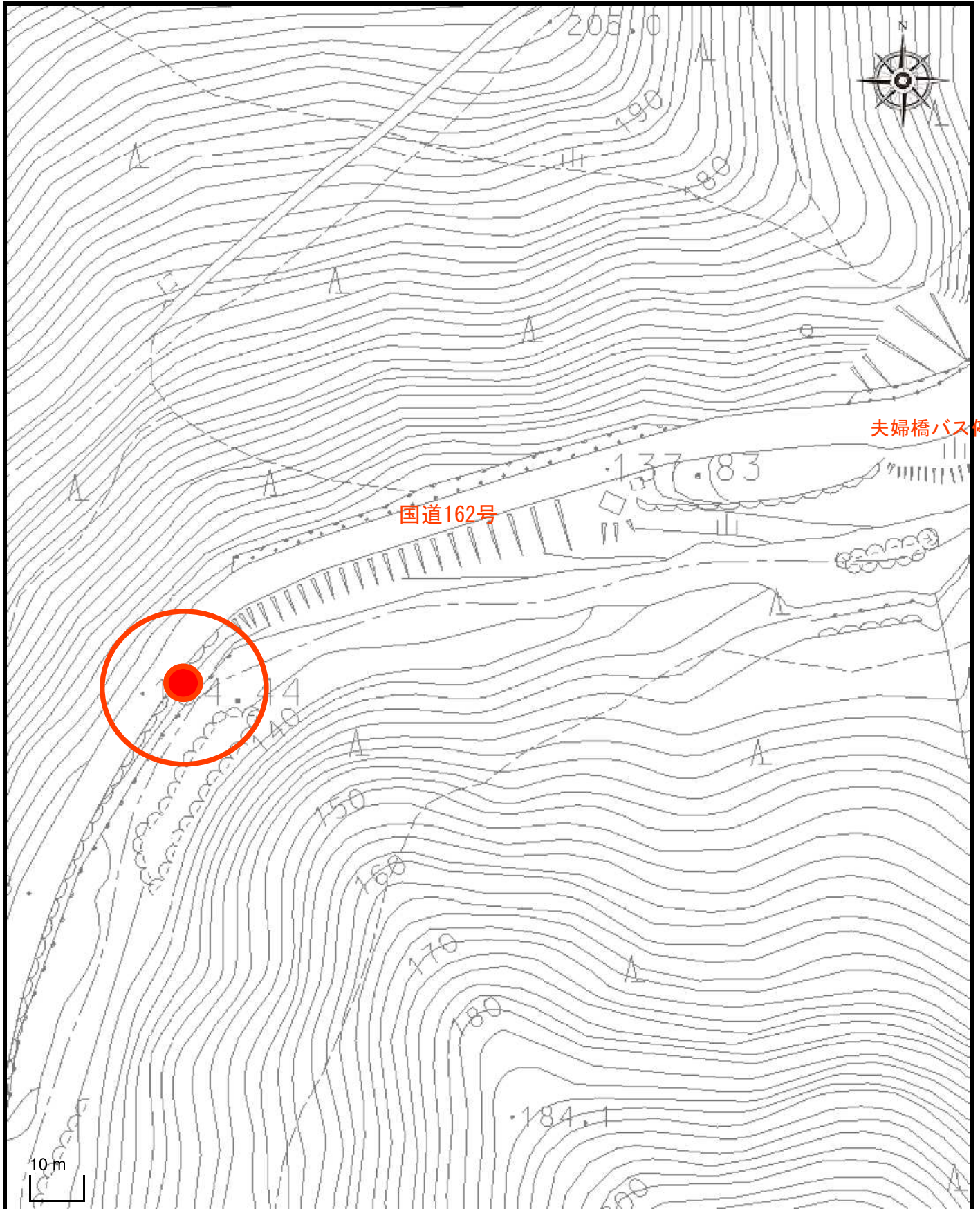
注釈1

②右京区梅ヶ畑川西町

別紙 1

135.680804,35.064545

135.682821,35.064545



135.680804,35.062481

1 / 1000

135.682821,35.062481

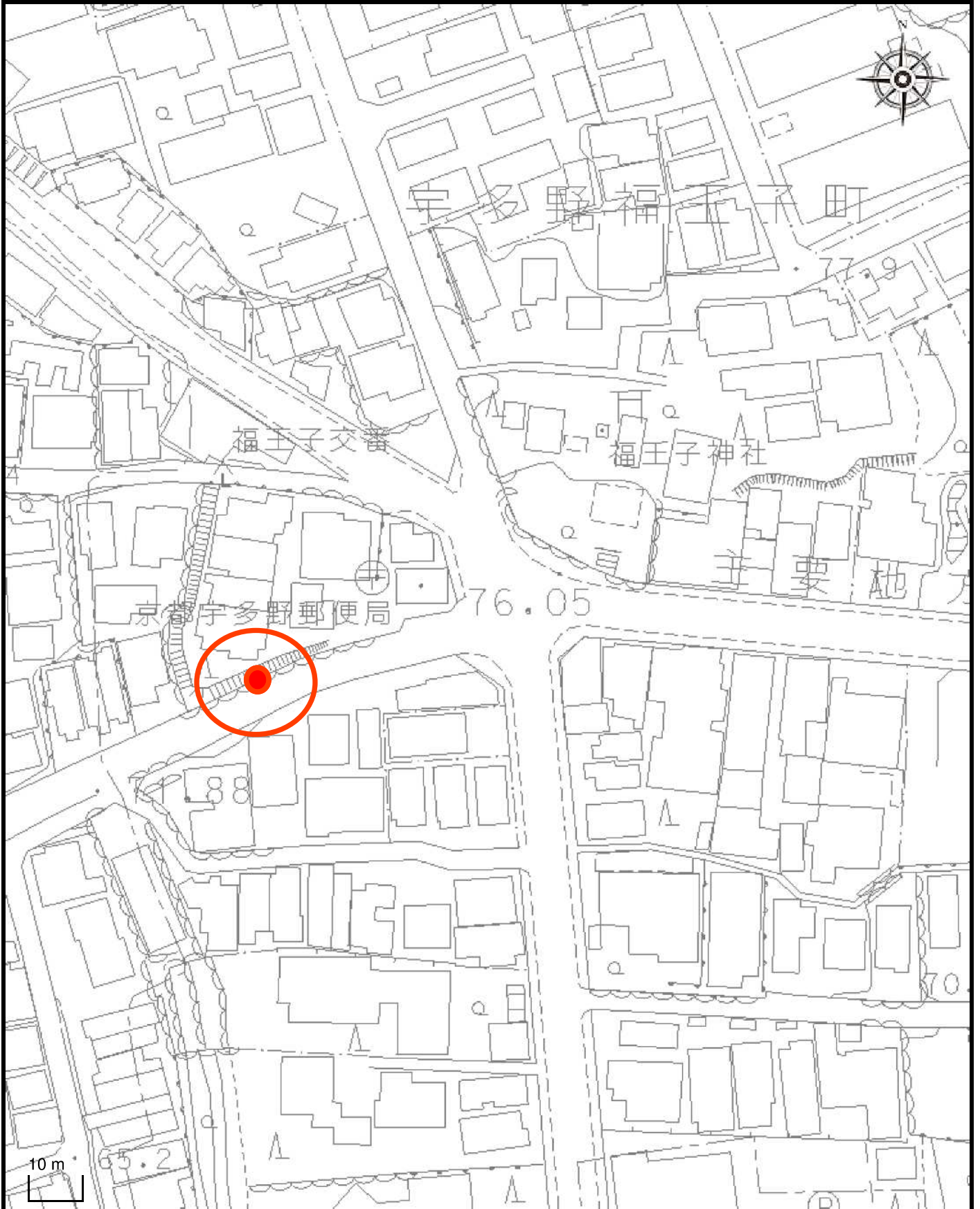
注釈1

2026年05月19日 17時15分

③右京区宇多野福王子町

135.707816,35.029809

135.709833,35.029809



135.707816,35.027744

1 / 1000

135.709833,35.027744

注釈1

根本写真



対象木



通路写真







※範囲イメージ

対向車の見通しが悪いため視界不良が解消される範囲の伐採。

道路上に越境している樹木の伐採





